

福島県喀痰吸引等研修（不特定多数の者対象）実施要綱

1 目的

「社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号。）」及び「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和 62 年厚生省令第 49 号。）」に基づき、特別養護老人ホーム等の施設及び居宅において、必要な医療的ケアをより安全に提供するため、不特定多数の者を対象として適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員等を養成する。

2 実施主体

実施主体は福島県とする。ただし、事業の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる研修実施機関に委託できるものとする。

3 対象者

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム、グループホーム、障がい者（児）施設等（医療施設を除く）、訪問介護事業者等に就業している介護職員等（介護福祉士を含む。以下同じ。）を対象とする。

4 （省令別表第一号、第二号研修）研修課程及び研修の実施方法等

（1）研修課程において介護職員等が行うことが許容される医行為の範囲

ア たんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）

口腔内・鼻腔内については、咽頭の手前までを限度とする。

イ 経管栄養（胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養）

胃ろう・腸ろうの状態確認、経鼻経管栄養のチューブの挿入状態の確認は、実地研修において、介護職員等を指導する医師、保健師、助産師、看護師（以下「実地研修指導講師」という。）が行う。

（2）研修課程

ア 基本研修

（ア）講義

- a 別表 1 の内容及び時間を満たす講義を実施する。
- b 講義の修得状況の確認は、筆記試験によって行うこととし、筆記試験の作成方針等は、福島県喀痰吸引等研修（不特定多数の者対象）基本研修実施要領によることとする。

（イ）演習

- a たんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）、経鼻経管栄養（胃ろう・腸ろう・経鼻経管栄養）、救急蘇生法について、

別表 2 の演習を実施する。

- b 演習の実施については、福島県喀痰吸引等研修（不特定多数の者対象）基本研修実施要領によることとする。

イ 実地研修

- (ア) 実地研修は、基本研修の講義部分について知識が修得されているか筆記試験により確認された者であって、かつ、演習について評価基準を満たした介護職員等に対して、実地研修指導講師の指導の下、介護職員等が修得する研修内容に応じて別表 3 を実施する。
- (イ) 実地研修の実施については、福島県喀痰吸引等研修（不特定多数の者対象）実地研修実施要領によることとする。

5 講師

- (1) 当該喀痰吸引等研修の講師は、原則として、以下の指導者向け研修を修了した医師、保健師、助産師及び看護師とする。

ただし、基本研修（講義）のうち、大項目「人間と社会」及び「保健医療制度とチーム医療」に含まれる科目については、上記にかかわらず、当該科目について相当の学識経験を有する者を講師として差し支えない。

また、演習科目「救急蘇生法」について、救急救命士が講師の指示のもとで講師補助者として研修に携わることは差し支えない。

ア 平成 23 年度に「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（指導者講習）の開催について」（平成 23 年 8 月 24 日老発第 0824 第 1 号老健局長通知）による指導者講習及び上記指導者講習と同等の内容の講習として県が実施した講習

イ 「平成 24 年度喀痰吸引等指導者養成講習（第一号、第二号研修指導者分）の開催について」（平成 24 年 5 月 18 日社援基発 0518 第 1 号社会・援護局福祉基盤課長通知）による指導者講習及び上記指導者講習と同等の内容の講習として県が実施した講習

ウ 「実務者研修教員講習会及び医療的ケア教員講習会の実施について」（平成 23 年 10 月 28 日社援発第 1028 第 3 号厚生労働省社会・援護局長通知）に定める医療的ケア教員講習会

6 研修の委託に係る留意事項

- (1) 本研修の実施を研修実施機関に委託する場合の要件は次のとおりとする。

ア 講師、会場等の研修体制の確保が確実に行われると見込まれること。

イ 会計帳簿、決算書類等の整備及び適正な経理処理が行われると見込まれること。

ウ 別法人等に委託を行う場合には、委託者と受託者との委託契約を締結すること。

なお、研修の委託を行うに当たっては、研修の円滑な実施の観点から、保健、医療、福祉の主要な関係団体の意向を十分に踏まえた上で行うこと。

(2) 研修の委託を受ける者は、介護職員等に研修内容を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした規程を定めること。

ア 開講目的

イ 研修事業の名称

ウ 研修実施場所

エ 定員

オ 研修期間

カ 研修過程

キ 受講資格

ク 講師氏名

ケ 実地研修施設

コ 研修修了の認定方法

サ 受講手続き

シ 受講料等

(3) 研修の委託を受ける者は、介護職員等の研修の出席状況等に関する状況を確実に把握し保存すること。

(4) 研修の委託を受ける者は、事業運営上知り得た介護職員等にかかる秘密の保持については、厳格に行うこと。

(5) 研修の委託を受ける者は、実地研修等において知り得た個人の秘密の保持について、厳格に行うとともに、介護職員等も秘密の保持について十分留意するよう指導すること。

7 修了証明書等の交付

(1) 県は、福島県喀痰吸引等研修事業の修了証明書に関する取扱要綱に基づき、研修修了者に対し修了証明書を交付するものとする。

また、必要に応じて修了証明書を再交付するものとする。

(2) 県は、研修修了者について、修了証明書番号、修了年月日、氏名、生年月日等を記載した名簿を作成し管理する。

8 一部履修免除となる研修について

(1) 喀痰吸引等研修の課程については、当該喀痰吸引等研修以外の喀痰吸引等に関する研修等の受講履歴その他受講者の有する知識及び経験を勘案した結果、相当の水準に達していると認められる場合には、当該喀痰吸引等研修の一部を履修したものとして取り扱うこととし、以下に定める者の場合には、以下の履修の範囲とすること。

ア 社会福祉士及び介護福祉士法第 40 条第 2 項第 1 号から第 3 号まで若しくは第 5 号の規定に基づく養成施設若しくは学校又は同項第 4 号の規定に基づく高等学校若しくは中等教育学校において医療的ケア（実地研修を除く）の科目を履修した者

（履修の範囲）基本研修

イ 社会福祉士及び介護福祉士法第 40 条第 2 項第 1 号から第 3 号まで若しくは第 5 号の規定に基づく養成施設若しくは学校又は同項第 4 号の規定に基づく高等学校若しくは中等教育学校において医療的ケア（実地研修を含む）の科目を履修した者

（履修の範囲）基本研修及び実地研修

ウ 「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」（平成 22 年 4 月 1 日医政発第 0401 第 17 号 厚生労働省医政局長通知）に基づくたんの吸引等を適切に行うために必要な知識及び技術に関する研修を修了した者

（履修の範囲）基本研修の演習のうち「口腔内の喀痰吸引」及び実地研修のうち「口腔内の喀痰吸引」

エ 平成 22 年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の試行事業（不特定多数の者対象）」の研修（平成 22 年度老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業」）を修了した者

（履修の範囲）基本研修（講義）、基本研修（演習）及び実地研修（上記研修において実地研修を修了した行為に限る）

オ 「平成 23 年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業」の実施について」（平成 23 年 10 月 6 日老発第 1006 号第 1 号 厚生労働省老健局長通知）に基づく研修を修了した者

（履修の範囲）基本研修（講義）（筆記試験に合格した者に限る）、基本研修（演習）及び実地研修（上記研修において修了した行為に限る）

9 その他

喀痰吸引等研修の実施にあたっては、本要綱に定める内容のほか、喀痰吸引

等研修実施要綱について（平成24年3月30日付け社援発0330第43号厚生労働省社会・援護局長通知）によるものとする。

附 則

平成24年4月4日施行の「福島県喀痰吸引等研修（不特定多数の者対象）実施要綱」は廃止する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年4月1日以降の研修から適用する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1

基本研修（講義）の内容及び時間数

大項目	中項目	間数
1 人間と社会	1) 介護職員と医療的ケア	0.5
	2) 介護福祉士等が喀痰吸引等を行うことに係る制度	1.0
2 保健医療制度とチーム医療	1) 保健医療に関する制度	1.0
	2) 医療的行為に関係する法律	0.5
	3) チーム医療と介護職との連携	0.5
3 安全な療養生活	1) 喀痰吸引や経管栄養の安全な実施	2.0
	2) 救急蘇生法	2.0
4 清潔保持と感染予防	1) 感染予防	0.5
	2) 職員の感染予防	0.5
	3) 療養環境の清潔、消毒法	0.5
	4) 滅菌と消毒	1.0
5 健康状態の把握	1) 身体・精神の健康	1.0
	2) 健康状態を知る項目（バイタルサインなど）	1.5
	3) 急変状態について	0.5
6 高齢者及び障害児・者の喀痰吸引概論	1) 呼吸のしくみとはたらき	1.5
	2) いつもと違う呼吸状態	1.0
	3) 喀痰吸引とは	1.0
	4) 人工呼吸器と吸引	2.0
	5) 子どもの吸引について	1.0
	6) 吸引を受ける利用者や家族の気持ちと対応、説明と同	0.5
	7) 呼吸器系の感染と予防（吸引と関連して）	1.0
	8) 喀痰吸引により生じる危険、事後の安全確認	1.0
	9) 急変・事故発生時の対応と事前対策	2.0
7 高齢者及び障害児・者の喀痰吸引実施手順解説	1) 喀痰吸引で用いる器具・器材とそのしくみ、清潔の保	1.0
	2) 吸引の技術と留意点	5.0
	3) 喀痰吸引に伴うケア	1.0
	4) 報告および記録	1.0
8 高齢者及び障害児・者の経管栄養概論	1) 消化器系のしくみとはたらき	1.5
	2) 消化・吸収とよくある消化器の症状	1.0
	3) 経管栄養とは	1.0
	4) 注入する内容に関する知識	1.0
	5) 経管栄養実施上の留意点	1.0
	6) 子どもの経管栄養について	1.0
	7) 経管栄養に関係する感染と予防	1.0
	8) 経管栄養を受ける利用者や家族の気持ちと対応、説明	0.5
	9) 経管栄養により生じる危険、注入後の安全確認	1.0
	10) 急変・事故発生時の対応と事前対策	1.0
9 高齢者及び障害児・者の経管栄養実施手順解説	1) 経管栄養で用いる器具・器材とそのしくみ、清潔の保	1.0
	2) 経管栄養の技術と留意点	5.0
	3) 経管栄養に必要なケア	1.0
	4) 報告及び記録	1.0
合計講義時間数		50

別表 2

基本研修（演習）の内容及び回数

行為の種類		実施回数
たんの吸引	口腔内	5回以上
	鼻腔内	5回以上
	気管カニューレ内部	5回以上
経管栄養	胃ろう又は腸ろう	5回以上
	経鼻経管栄養	5回以上
救急蘇生法		1回以上

別表 3

実地研修の内容及び回数

行為の種類		実施回数
たんの吸引	口腔内	10回以上
	鼻腔内	20回以上
	気管カニューレ内部	20回以上
経管栄養	胃ろう又は腸ろう	20回以上
	経鼻経管栄養	20回以上

※第一号研修は、上記5項目すべてについて実施する。

※第二号研修は、上記5項目のうちいずれかの項目について実施する。

※胃ろう又は腸ろうによる経管栄養において、半固形化栄養剤を使用する際は、実施回数20回以上のうち、10回までを半固形化栄養剤で実施し、残り10回以上は滴下型の液体栄養剤で実施する。（半固形化栄養剤のみでの研修実施は不可。）

※人工呼吸器装置着者に対する喀痰吸引が必要な場合には、別途実地研修を行う。